

吹田市商工業振興対策協議会 議事録

- 1 開催日 平成 29 年 10 月 26 日（木）
- 2 開催場所 吹田商工会議所 3 階 大会議室
- 3 開催時間 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分
- 4 出席委員 佐竹委員、井川委員、好見委員、田中委員、浦部委員、原委員、
生駒委員、金谷委員、森田委員、竹原委員、藤原委員、井上委員
- 5 欠席委員 宮田委員、石川委員
- 6 出席職員 中嶋部長、中川室長、奥山総括参事、大音主幹、宮崎主査、
村田主任、岡田係員
- 7 傍聴者 2 名
- 8 配付資料（事前送付）
 - (1) 次 第
 - (2) 資料集
 - 資料番号 1（中間報告）吹田市商工振興ビジョン 2025 検証シート
 - 資料番号 2 企業立地促進条例の改正案について
- 9 会議内容（発言要旨）
 - (1) 吹田市商工振興ビジョン 2025 検証シート中間報告について
事務局側から資料説明の後、次の意見、質疑があった。
また、会長から要約して、また数字よりも大枠の議論をするように要望があった。

(委員) 事前に資料を事務局にお渡ししているので、また後日回答してほしい。
資料 P1 (1) 創業支援型事業所賃借料補助金の成果と問題点は。

(事務局) 開業する場所について、場所、家賃、広さ等なかなか理想とマッチしないケースもあり、選定に苦勞するケースが多い。補助金交付対象者には、毎月報告に出向いてもらっており、その際にヒアリングを行い、適切にアドバイスを行っている。
また、補助対象者のうち、現在までに 3 件、廃業した。内訳としては、死亡、業績不振、体調不良である。

(委員) 資料番号 1 「吹田市商工振興ビジョン 2025 検証シート」の P1 (2) の起業家交流会は盛況な

ようだが、「市内における新規創業の促進と創業者の事業継続支援を目的」とするとあるが、その目的は達成できているのか。

(事務局) 交流会は、2部制であり、前半では先輩起業家に講演をいただき、単なる座学ではなく、自ら考え、アウトプットをする機会としてグループワークの時間を設けている。後半では更なる交流や名刺交換を行っており、目的は達成できていると思っている。

(委員) 思っている、ではなくできているのか。セミナーは開催することそのものが目的となっ
はいけない。

(会長) セミナーは成果の把握が難しい。

(事務局) 全員のフォローができているわけではないが、吹田創業支援ネットワークの施策を御案内をする等のフォローは行っている。交流会のみの参加で、開業に至ることは珍しいと考える。年に6回セミナーを開催しているが、参加者には、企業訪問をとおしてフォローは行っている。

(会長) 私もいろいろなところで勉強会を行っているが、開業まで早くて2～3年、5～6年かかるケースもある。

(委員) 資料番号1 P1(3) 創業・中小企業振興支援事業補助金については、以前から要望しているように、業種・企業規模別の変動や特徴、また補助金活用等の成果や課題を当会で共有していただきたい。

(委員) 廃業について、体調不良等は仕方がないが、それまで支援を行っているはずだが、市から見て甘さはなかったのか。

(事務局) 事例でいうと、市が補助を行っていた期間中、事業は順調であった。創業2年目に訪問しようとした際に廃業する旨を聞いて、驚いた。売上げが伸び悩んだという理由であった。

(委員) 資料番号1 P2(5) 商店街等魅力向上促進事業補助金について、商店街等の組織に属さずに自主的に地域活動を行っている人たちもいるのでそのようなグループを支援してほしい。

(事務局) 地域で活動されている方々については、別の補助金を設けている。今年、中小企業診断士を交えたヒアリングを行い、今後の活動の方向性を検討している。補助金は厳しく審査をせざるを得ないが、引き続き支援をしていきたい。

(委員) 資料番号1 P2(7) 産業競争力強化法に基づく創業支援事業について、交流会に参加したものの、起業しない人へのアプローチは。

(事務局) 2度、3度来た人にはヒアリングを行っている。また、他の手続等で来庁された場合もヒアリングをするようにしている。

(委員) 創業塾の卒業生のOB会のような組織はないのか。

(事務局) 交流できるような場は、設けていない。今後検討していきたい。ただ、塾のカリキュラムの中には、過去の参加者に実例を話してもらうということはある。

(委員) 顔を合わせる会があればとても良い。

(委員) 資料番号1 P2(6) 商業相談について、このようになったという具体的な例はないのか。

(事務局) 今年、相談員が変更となったので、各商店街へ相談に行った。商店会については後追いをしているが、個人に対しては後追いをしていない。

(委員) 資料番号1 P2(7) 産業競争力強化法に基づく創業支援事業、訪問・ヒアリングは必要なのでは。

(事務局) 登録免許税の減額の支援制度を活用される際には、ヒアリングを行っている。

(委員) 資料番号1 P5(1) 企業情報収集・支援事業について、前回の会議以降、訪問先の規模はどう変化したか。

(事務局) 思いつくだけでも4つくらい、小規模事業者に訪問している。これからも、企業規模にとらわれず訪問を行う。

(委員) 資料番号1 P5(3) 展示会等出展事業補助金において、大幅な変更とはどのような内容か。

(事務局) 対象期間の拡大、そして選定方法の変更である。あくまで案であるが、経費的に厳しい企業を優先しようとするものである。

(委員) 以前から、出展者が出したいと思っている会場を対象にしてほしいと要望している。

(事務局) 要望どおりではないが、1つ目は販路拡大を目的としている制度であり、大規模展示会場を対象とし、2つ目として、提携している金融機関が主催する展示会を対象としている。

(委員) 資料番号1 P6(4) 中小企業ホームページ作成事業補助金について、来年度から募集が1回になるということだが、幅広く支援することと矛盾することにならないか。また、以前から

リニューアルも対象とすることと、補助金の上限額を上げてもらえるよう要望している。

(委員) 夏休み子ども体験講座はすごくいい。競争率が高いので、チャンスを増やしてほしい。吹田市にもなにわの名工がいらっしゃるし、子どもと接する機会を増やしてほしい。

(委員) 資料番号1 P8に関連して、創業者の掘り起しは外部委託をしてでもしたほうがいい。

(委員) 資料番号1 P10に関連して、商店街は公共財であるが、商店街以外のところにも補助をしてほしい。実態調査を早期に行ってほしい。

(委員) 資料番号1 P10(3) 市内官公需における中小企業者の受注機会の増大に向けた取組について、官公需の件は、引き続いて周知してほしい。

(委員) 資料番号1 P11(1) 市内商業地における外部の力を活用した中長期的なまちづくりに対する支援について、平成28年度も29年度も検討となっていて、何をしているのかわかりにくい。前回の本協議会にていい意見が多数出ている。

(委員) 資料番号1 P12(5) 市内事業者を支援するためのセンター機能を持った施設の設置について、設置を強く要望するが、先進事例の調査を行ったとのことだが、どこに調査へ行ったのか。

(事務局) 八尾市の事例を視察したが、非常にハードルが高いと感じた。

(委員) 建物がなくても良い。市役所の一室にでも機能が集まっていれば良い。

(委員) 資料番号1 P11に関連して、先日明石市で大規模な火災があった。補助金で防止するという手立てはあるのか。

(委員) 防火に関しては難しい。空店舗については特に気をかけている。

(委員) 健康ブームもあるし、商店街を自転車ではなく歩いてのぞいてもらうような仕組みがあると良い。

(委員) 資料番号1 P3に掲載されている各補助金の実績が少ない。周知が足りないのか、ニーズがないのか。

(事務局) 2段階のフィルターがあり、1つ目の事業所の新設・拡張のハードルが高い。

(委員) ハードルが高いのであれば、どこかを下げるのはどうか。P7夏休み子ども体験学習講座はニーズが高いので拡大してはどうか。またP12に関連して、市内の子どもの育成について、企業

の力を借りることがある。CSR を公開すると接点ができてくるかもしれない。

(委員) 先だって、高齢者の方で雇用してほしいという人が来た。高齢者雇用についての補助金がほしい。P11に関連して、商店街は老朽化が進んでおり、消防上も問題である。空き店舗を利用して休憩スペースをつくったが、近隣のパチンコ店の客が休憩している。相談窓口がほしい。

(2) 企業立地促進条例の改正案について

事務局側から資料説明の後、次の意見、質疑があった。

(委員) 資料番号1 P9企業立地奨励金の進捗状況において、平成28年度は「市の方向性として企業立地促進条例改正は行わないことになった」との記述があるが、平成29年度は「市の方向性を確立するために庁内手続きを進めている」と記述されている。この2年度間の状況の違いはどういうことか、そもそも方向性とは何なのかを教えてください。

また、資料番号2のP1-2企業立地促進条例の改正主旨の中で、現行手続を撤廃するとの記述があるが、市が独自に対象企業を認定する際の基準はどのようになるのか。

(事務局) 平成28年度の内容は、いわゆるオフィスビルに進出する企業への支援策を盛り込んだものであったが、市として実施しないことになった。今年度は、当該制度のフレームである企業立地促進法の改正に伴う制度内容の改正であり、変えざるを得ない状況である。また、市が独自に対象企業を認定することについて、今までは大阪府の認定に基づいていたが、今後は府の認定手順と同様、市で提出書類や要件を審査するように考えている。事業者が行う手続きや条件としては今までと変わらない。

(委員) 近隣商業地域が加わるという部分が大きな変更点である。市内における近隣商業地域の面積はどれほどの大きさなのか。また、対象地域の中で、江坂をはじめとする吹田市の西部・南部地域の中に一部東部も入っているように思うが、書き方を変更した方がよいのでは。

(事務局) 近隣商業地域の面積については、現在資料の持ち合わせがない。対象地域の書き方については検討する。

(委員) 対象業種について、具体的にどういう企業に来てほしいという狙いがあるのか。また、現状該当となる企業は市内にいくつあるのか。

(事務局) 特にどういう企業に来てほしいという狙いはなく、あくまで大分類としてみた卸売業全般を対象としている。卸売業・小売業合わせ市内には約3000事業所あり、そのうち約3分の2は卸売業である。ただ、これは支店や営業所等を含んだ数であるので、実際対象となるのはそのうちの当社・本店である。

(委員) 地域未来投資促進法について、従来と何が変わるのかももう少し簡単に教えてほしい。施行は平成30年4月1日付ということなのか。

(事務局) 地域未来投資促進法の施行は平成29年7月31日である。要は、企業立地促進法が改正されて地域未来投資促進法という名称になっているため、現在は、企業立地促進法は廃止された。

(委員) 対象業種について、条件は何なのか。1つの企業内で卸売と小売の両方を行う企業もあると思うが。

(事務局) 卸売業であれば本社、製造業であれば経営革新計画の承認を得ることが必要。卸売・小売の両方を行う企業であれば、主たる業種は売上げの比率で判断する。

(委員) 企業立地促進条例に基づく奨励金の申請企業で、例えば工場を持つ企業が住宅と隣接するところに事業所を建てる場合は、市の方で周辺住民からの理解を得るよう企業へ指導等は行うのか。

(事務局) 環境部局から住環境への配慮に関する指導を行うことは考えられるが、産業部局からの指導というのは特にはない。

(委員) 地域未来投資促進法の対象は個人事業でも対象となるのか。また業種等はどうか。

(事務局) 個人事業も対象となる。また業種も、法の中では全業種対象となっている。しかし、市が作成すべき基本計画の根本としては、地域の特性を生かした産業分野を考慮することが必要なので、例えば本市であれば卸売業に指定するということもあるため、一概に全業種が対象とはいえない。

(会長) 今後は企業誘致よりも、今所在している企業を逃がさないことが重要である。また、ヒト・モノ・カネの地産地消を行う、いわゆる地域での経済効果が高い企業を誘致するという主旨もこの法の主旨としてみられる。

(委員) 企業立地促進条例に基づく奨励金の対象企業条件が、近隣他市に比べ、場所や業種等規制が厳しいように感じる。

(事務局) 本市の場合、名神高速以南の地域に市内全事業所の約半数が集積しているため、地域を特定している。また、他市は面積が広いということも関係しているかと推測する。業種は、本市の特徴に応じて決めている。

(委員) 事前にお渡ししている意見書は、いつも市の担当者間で共有しているのか。また、本日の議題については、まだまだ意見や疑問があるので、その部分についてはまた後日書面で回答をいただけると嬉しい。

(事務局) 協議会前にいただいた意見は全て、市の担当者間で共有している。

(会長) 意見交換については後日事務局と直接やりとりを行っていただきたい。

(事務局) 次回の本協議会は、平成 30 年 2 月 5 日(月)午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分に開催する。